

外国大学とのジョイント・ディグリーの導入について (案)

【資料目次】

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1. 制度設計(案)のポイントとイメージ | p2-p4 |
| 2. ジョイント・ディグリーの導入(案) | p5-p12 |
| 3. 今後のスケジュール(案) | p13 |
| (参考)ジョイント・ディグリーとダブル・ディグリー | p14-p17 |

外国大学とのジョイント・ディグリーの制度設計(案)のポイント

【目的】

外国大学との連携により、我が国の大学のグローバル化や教育研究の質の向上を進めるとともに、国際的なルール・メイキングを主導。

【定義】

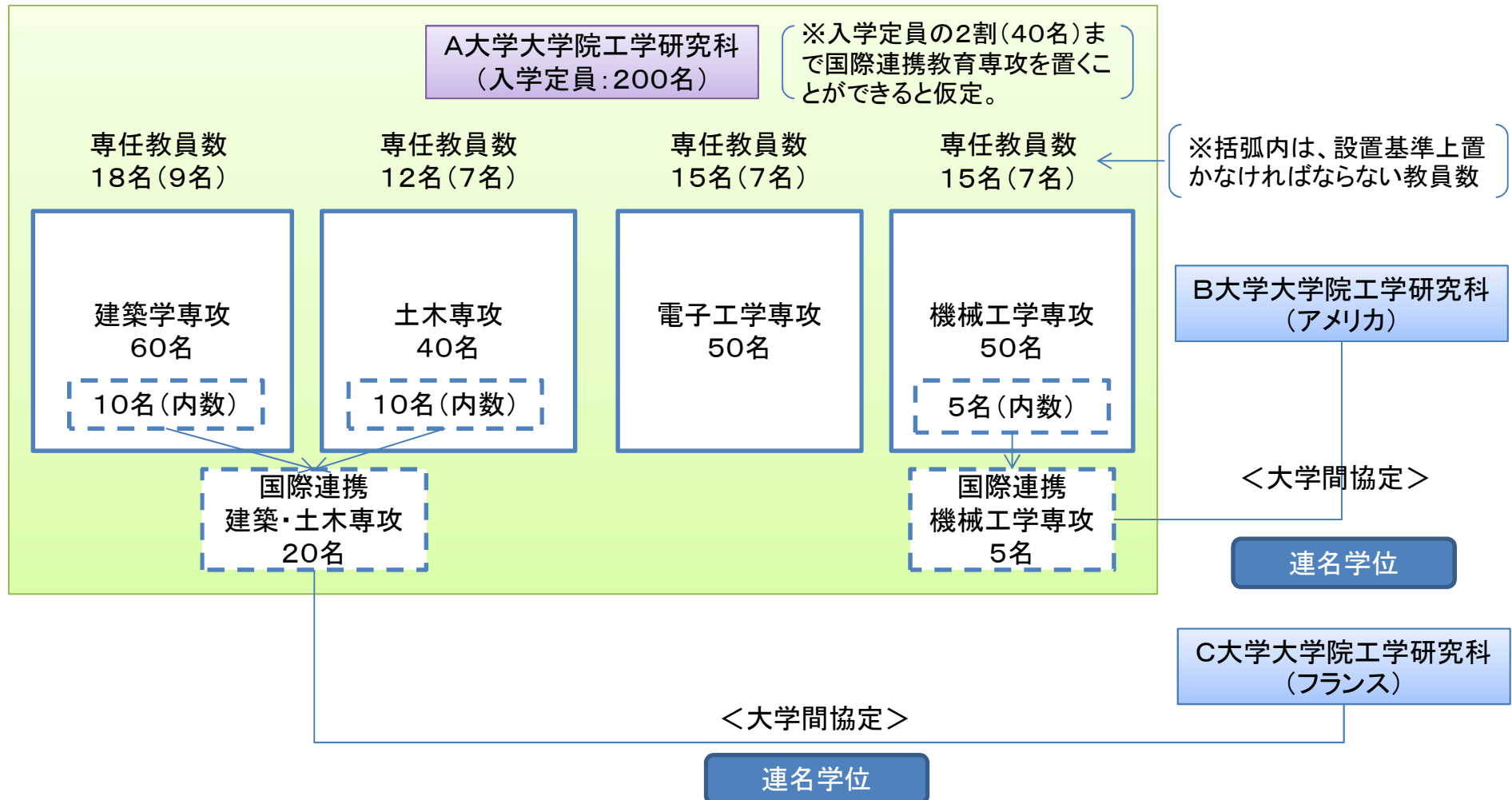
日本の大学が、外国の大学と連名で授与する、単一の学位記

【ポイント】

- 日本の法制度に基づいて授与される、日本の学位(学士・修士・博士等)として整理(相手国の学位としても通用)。
- 外国大学と共同で設計された体系的な教育プログラム(外国大学での単位修得、共同での論文指導・学位審査が前提。単なる単位互換とは異なる)
- 日本の大学と外国大学とが連名で、単一の学位記として授与。
- 設置認可は、大学設置分科会に小委員会を設置し、教育課程や教育組織、大学間協定を中心に、柔軟かつスピーディな審査。
- 授業科目自体を外国大学と共同で行う「共同実施科目」の概念を導入(任意設定)。日本の大学での修得単位にも位置づけ可能。

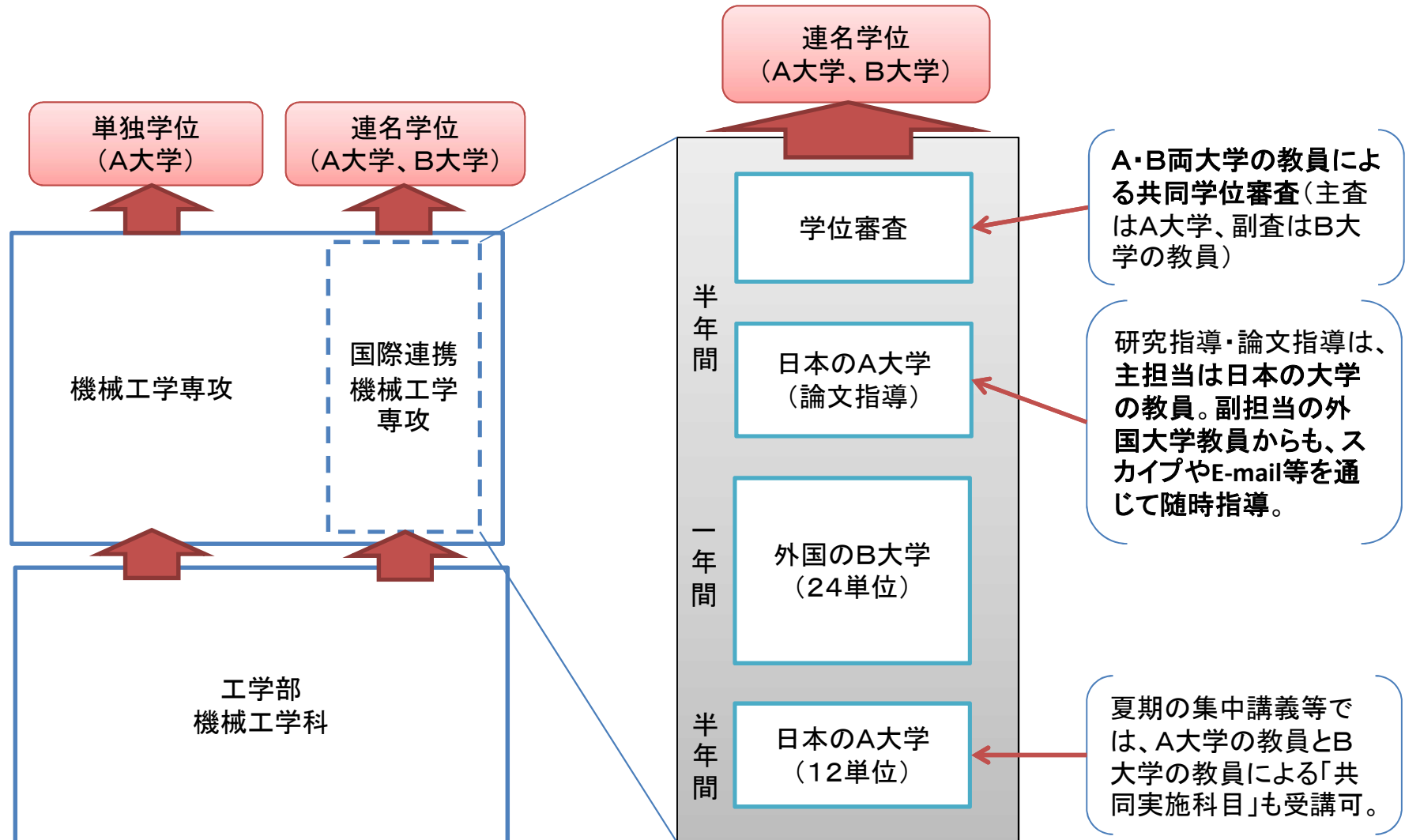
ジョイント・ディグリー制度のイメージ(大学院修士レベルの場合)①

○大学院の工学研究科(4専攻)において、2つのJDプログラムを設定する事例。



ジョイント・ディグリー制度のイメージ(大学院修士レベルの場合)②

○日本のA大学工学部機械工学科を卒業した学生が、大学院でアメリカのB大学とのJDプログラムに進む場合の履修イメージ。



ジョイント・ディグリーに関する議論の経緯

- 平成20年9月～平成20年9月の文部科学大臣諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けて、欧州のエラスムス計画やボローニャプロセスなどの動きを踏まえ、我が国の大学がダブルディグリー等の国際的な共同教育プログラムを通じた、各国・地域との組織的・継続的な教育連携の構築を促進するための方策について、中教審での議論が開始された。
- 平成22年5月 中教審大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループにおいて、「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。本ガイドラインにおいては、海外との大学連携促進を目的として、これまで必ずしも明確でなかった関連用語の定義や留意事項等の整理を行い、各大学での円滑な連携関係構築のための指針を示した。
- ※この時のジョイント・ディグリーに関する整理では、複数大学による単一の学位記の授与ではなく、法制的に可能であったサティフィケートの発行を想定したものだ。
- 平成23年1月 「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」において、ジョイント・ディグリーについて、以下のとおり大学教育のグローバル化に関する検討課題として整理した。
- (検討すべき課題)
- (イ)ダブル・ディグリーに続いて、今後、ジョイント・ディグリー(複数大学が連携で学位記を授与)が可能となるような制度的な対応の検討
- (検討事項例)
- ・大学設置基準をはじめとする関連法令の規定の在り方
 - ・教育課程、単位、学位等に関する取扱い
- 平成24年2月 有識者による「ジョイント・ディグリーの在り方に関する検討会」が開催(平成23年7月～平成24年2月:計10回)され、検討会としての報告書(参考資料1)がとりまとめられた。本報告書においては、ジョイント・ディグリー等についての、国際的な状況を概観しつつ、海外大学とのジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーの定義及び意義や質保証の仕組みの在り方、ジョイント・ディグリー・プログラム編成に当たっての留意点を整理し、国際共同学位についての基本的な考え方をとりまとめた。
- 平成25年5月 教育再生実行会議の第三次提言において、「国は、(中略)ジョイント・ディグリーの提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う」ことが提言された。

ジョイント・ディグリーの導入に際しての基本的な考え方

基本的考え方

- ◇ 外国大学とのジョイント・ディグリーについては、学位に対する各国の法制度の違いから、国際的に確立した制度はなく、各国・各大学が手探りで進めているところ。
- ◇ そのような中で、我が国の大学の国際的プレゼンスを高め、今後の高等教育における国際的なルール・メイキングを主導していくためには、積極的に、フィージビリティのあるジョイント・ディグリーについての制度設計を打ち出していくことが重要。

外国大学が授与する学位の扱い

- ◇ これまで、ジョイント・ディグリーの普及においてネックとなってきたのは、外国大学による学位授与を、国内の学位授与として整理するかどうか、という論点。
- ◇ この点、大別して、下記の二通りの考え方が想定される。
 - (ア)外国に所在し、外国の法制度に基づいて認可を受けた外国大学を、我が国の制度においても認可対象とする
 - (イ)外国大学による学位授与を、国内の学位授与から切り離し、あくまでも我が国の大学が授与する学位とする。
- ◇ (ア)の考え方は、国家間で学位に関する法制度が異なり、かつ、属地主義の制約がある中、速やかに実現することは困難。
- ◇ 一方、(イ)の場合には、あくまでも日本の学位としての扱いとなるため、国家間での法制度を調整する必要がなく、できる限り早期にフィージビリティのあるジョイント・ディグリー制度を実施していくためには、(イ)の考えに基づいた制度設計が適当。

制度設計の基本理念

基本理念①

(ジョイント・ディグリーの趣旨)

- ◇ ジョイント・ディグリーは、**外国大学との協議・連携を通じて設計された体系的な教育プログラムを履修し、所定の学位授与要件を満たしたことで得られる学位。**
- ◇ 大学が、学位授与に加わるためには、**教育プログラムを共同で設計するとともに、一定の単位修得や研究指導など実際に学生の指導に加わり、卒業判定や学位審査において、責任をもって判断**できることが前提。

基本理念②

(ジョイント・ディグリーの国際的通用性)

- ◇ 授与される共同学位は、**国際的に通用性のあるものであることが必須。**そのため、**外国大学が当該国において適切な学位授与権を有していることが前提。**
- ◇ また、日本国内の学位授与要件を満たしているだけでなく、**相手国においても、学位授与要件を満たしていることが必要。**

基本理念③

(ジョイント・ディグリーを実施する組織体制)

- ◇ 外国大学との共同プログラムの実施に際しては、**教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、在籍管理等について、責任をもって管理・対応できる組織体制の整備が不可欠。**

基本理念④

(適切な質保証と活用できる制度設計の両立)

- ◇ 国及び認証評価機関においては、**共同学位の国際的通用性の担保や学生の教育環境の確保の観点から、各大学における学位授与が適切に行われるようチェック(設置認可、認証評価)していくことが必要。**
- ◇ 現在、各大学で構想されているジョイント・ディグリー制度が、**既存プログラムをベースとしながら、外国大学のリソースを活用して、比較的少数の学生を対象として実施するプログラムであることを踏まえて、設置認可の要件は最小限のものとする。**
- ◇ **大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に、ジョイント・ディグリー等に関する専門の審査組織を設けるとともに、年間を通した申請を認めるなど、スピーディな設置認可手続。**

プログラムの共同性

基本理念①

(ジョイント・ディグリーの趣旨)

- ◇ ジョイント・ディグリーは、**外国大学との協議・連携を通じて設計された体系的な教育プログラムを履修し、所定の学位授与要件を満たしたことで得られる学位。**
- ◇ 大学が、学位授与に加わるためには、**教育プログラムを共同で設計するとともに、一定の単位修得や研究指導など実際に学生の指導に加わり、卒業判定や学位審査において、責任をもって判断**できることが前提。



【教育プログラムの共同性】

- 授与する学位に応じて、構成大学による十分な協議を踏まえて、**体系的な教育プログラム**が構築されていることが必要。

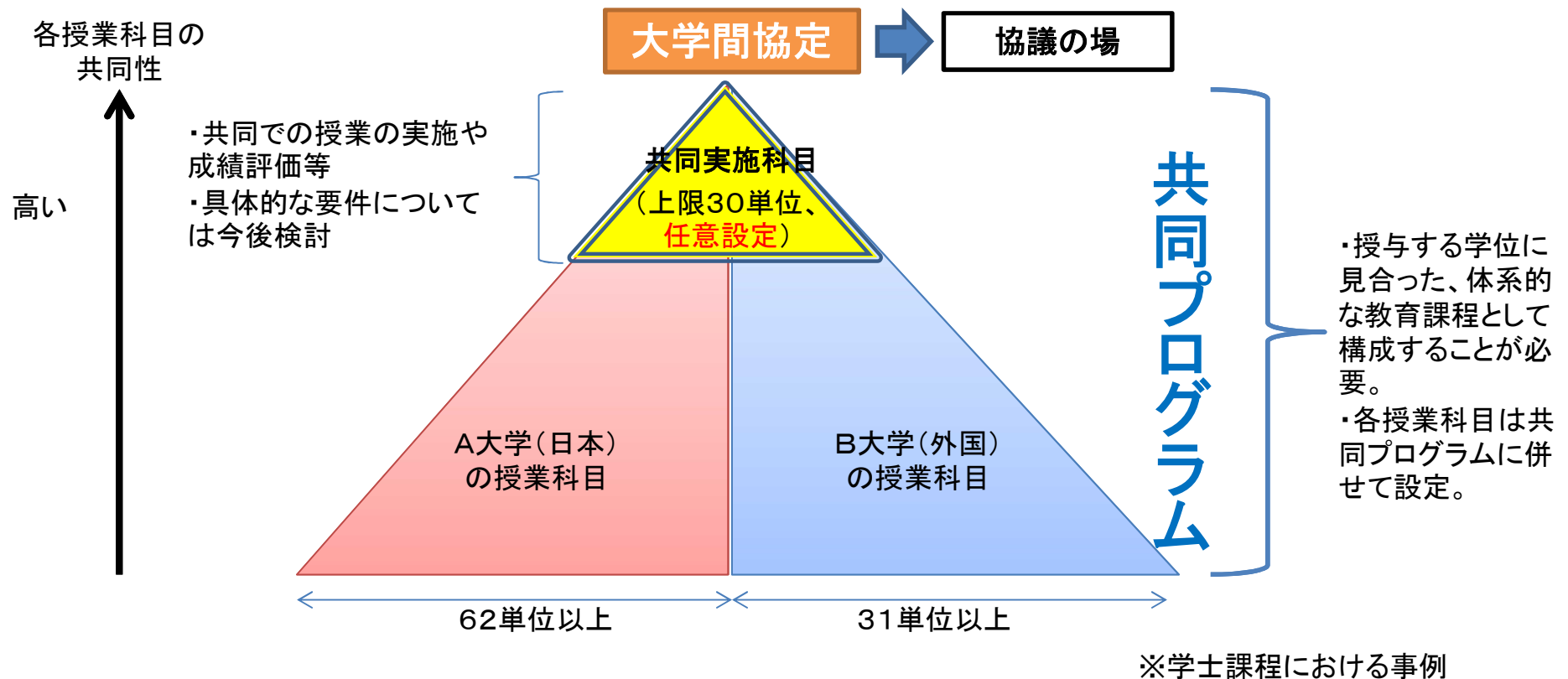
【単位の修得要件】

- 学位を授与するためには、**日本の大学で一定以上の単位**(例:学部62単位以上、大学院10単位以上)を修得することが必要。
- 外国大学が学位授与に加わる場合、**一定以上の単位**(例:学部31単位以上、大学院10単位以上)を修得することが必要。
- 共同性の極めて高い授業科目については、「**共同実施科目**」として位置付け、日本の大学での修得単位又は外国大学での修得単位の**いずれかに位置付けることができるもの**とする(例:学部30単位、大学院10単位(上限))。

【研究指導・学位審査の共同性】

- 研究指導については、**各構成大学に指導教員を設定**。学位審査についても、**各構成大学が審査に加わる**ことが必要。

プログラムの共同性(学士課程教育の場合)②



- 外国大学との共同プログラムは、教育プログラムの内容や運営に関して、**大学間協定**において規定するとともに、恒常的な**協議の場**を設ける。
- 個別の授業科目については、従来の大学設置基準では、基本的には各大学が授業科目を持ち寄って構成されていくことが想定されており、共同性の高い授業科目については必ずしも想定してこなかったが、ジョイント・ディグリーの趣旨に鑑みれば、授業科目自体を共同で行うような形態も想定されることから、そうした授業科目を「**共同実施科目**」として位置付ける。

学位の国際的通用性の確保

基本理念②

(ジョイント・ディグリーの国際的通用性)

- ◇ 授与される共同学位は、国際的に通用性のあるものであることが必須。そのため、**外国大学が当該国において適切な学位授与権**を有していることが前提。
- ◇ また、日本国内の学位授与要件を満たしているだけでなく、**相手国においても、学位授与要件を満たしていることが必要**。

【外国大学に関する要件】

- **当該国において適切な質保証**(設置認可、認証評価)を受けており、ジョイント・ディグリーと**同レベルの学位について、有効な学位授与権を有しており、かつ、学位授与の実績**があること。

※なお、当該国においても、ジョイント・ディグリーの授与が制度上認められていることが前提。

- また、必要に応じて、**大使館において当該事実が確認**できること。

【相手国における学位授与要件の充足】

- 我が国の大学が出す学位に対する国際的通用性・信頼性を確保するため、ジョイント・ディグリー・プログラムを修了した場合、日本国内の学位授与要件を満たすことはもちろん、**相手国においても、学位授与要件を満たしていることが必要**。

※例えば、我が国の学士課程では124単位の修得が卒業要件とされているが、仮に、140単位必要としている国とのJDプログラムの場合、140単位を修得することが必要となる。

組織体制の整備／質保証と活用できる制度設計の両立

基本理念③

(ジョイント・ディグリーを実施する組織体制)

◇ 外国大学との共同プログラムの実施に際しては、教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、在籍管理等について、**責任をもって管理・対応できる組織体制の整備が不可欠**。

基本理念④

(適切な質保証と活用できる制度設計の両立)

◇ 国及び認証評価機関においては、共同学位の国際的通用性の担保や学生の教育環境の確保の観点から、各大学における学位授与が適切に行われるようチェック(**設置認可、認証評価**)していくことが必要。

◇ 現在、各大学で構想されているジョイント・ディグリー制度が、既存プログラムをベースとしながら、外国大学のリソースを活用して、比較的少数の学生を対象として実施するプログラムであることを踏まえて、**設置認可の要件を弾力化**する。

◇ **大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に、ジョイント・ディグリー等に関する専門の審査組織**を設けるとともに、年間を通した申請を認めるなど、**スピーディな設置認可手続**。

【設置認可】

- 責任をもって教育プログラムを管理する組織について、最小限の要件を確認するとともに、「**大学間協定**」において必要な事項が適切に規定されているかを確認する。
- JDプログラムは、既存プログラムをベースとして、その収容定員の一部(例:収容定員の2割以内)において、外国大学のリソースを活用して実施するプログラムであることから、**教育研究上支障がない限りにおいて、**
→独立した組織としての、**収容定員に基づいた専任教員数、校地校舎基準の充足は求めない**。
→ただし、プログラム管理の責任体制の確保や外国大学との協議による負荷等を考慮し、一定数の**専任教員の追加的配置**(例:収容定員40名に対し1名)を求める。(既に設置基準を超えている場合、追加配置は不要)
- 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に、「**国際化対応小委員会**」を設置し、設置認可審査の方法等について審議。

【認証評価】

- ジョイント・ディグリー・プログラムについて、国内の教育課程と同様に認証評価を実施。
※具体的な運用方法については、認証評価機関において検討。

○ 設置認可審査における主な観点は、下記の点。

- ① 教育課程の編成
- ② 教育組織の編成
- ③ 専任教員数等の確認
- ④ 大学間協定における必要事項の適切な規定

＜大学間協定における必要記載事項(例)＞

- ・教育課程の編成
 - ・研究指導体制、安定的・継続的な修学指導体制
 - ・学位審査、学位授与
 - ・学生募集・入学者選抜
 - ・学生の在籍管理
 - ・学生納付金、奨学金
 - ・教職員の身分
 - ・責任を負う組織の体制及び責任者
 - ・教育研究活動の評価
 - ・事務体制
 - ・定期的な協議の場の設置
 - ・年次報告書の策定・公表
- 等

今後のスケジュール

- 平成25年12月 大学分科会への報告・審議
 - 平成26年1月 パブリックコメント実施
 - 平成26年2月 大学分科会での審議、諮問・答申
 - 平成26年4月目途 大学設置基準を改正(施行)
 - 平成26年4月～
 - 準備が整った大学から、順次、設置認可申請
 - 学生募集、設置認可
- (「スーパーグローバル大学」事業採択)

※各大学における準備や学生募集等を考慮すると、平成27年春からのJDプログラム開設を検討している大学が多い状況と考えられる。

(参考)

ジョイント・ディグリーとダブル・ディグリー

外国大学との共同教育プログラムの履修に対する学位授与について

○我が国の大学に在籍する学生が、外国大学との共同教育プログラムを履修した場合、学位授与の方法として、主に、以下のような方法が考えられる。

	①学位記+サティフィケート	②ダブル・ディグリー	③ジョイント・ディグリー
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #008080; color: white;">学位記 (A大学)</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #ADD8E6;">サティフィ ケート</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #008080; color: white;">学位記 (A大学)</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #008080; color: white;">学位記 (B大学)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #008080; color: white;">学位記 (A大学、B大学連名)</div>
定義	通常の1つの学位記に加えて、当該教育プログラムが外国大学との共同プログラムであることや、外国大学との共同研究指導が行われたことなど、プログラムの性質などを記した「サティフィケート」(※学位ではない)を別途授与するもの。	単位互換等の活用により、一定の教育プログラムの履修に対して、複数の大学からそれぞれ授与される学位。	複数の大学が連名で授与する、単一の学位。
教育プログラム	教育プログラムについて、各大学間で十分に協議されていることが望ましい。	教育プログラムについて、各大学間で十分に協議されていることが望ましい。	共同学位を授与するためには、各大学間で教育プログラムについて十分に協議されていることが不可欠。
学位授与	大学が、当該国の制度にしたがって学位やサティフィケートを授与することができる。	各大学が、それぞれの国の法制度にしたがって学位を授与することができる。	学位授与について、各国の法制度の違いがハードルとなる。 ※有効な共同学位とするためには、外国大学が当該国で学位授与権を有していることが必要

現行制度で実施可能

制度改正が必要

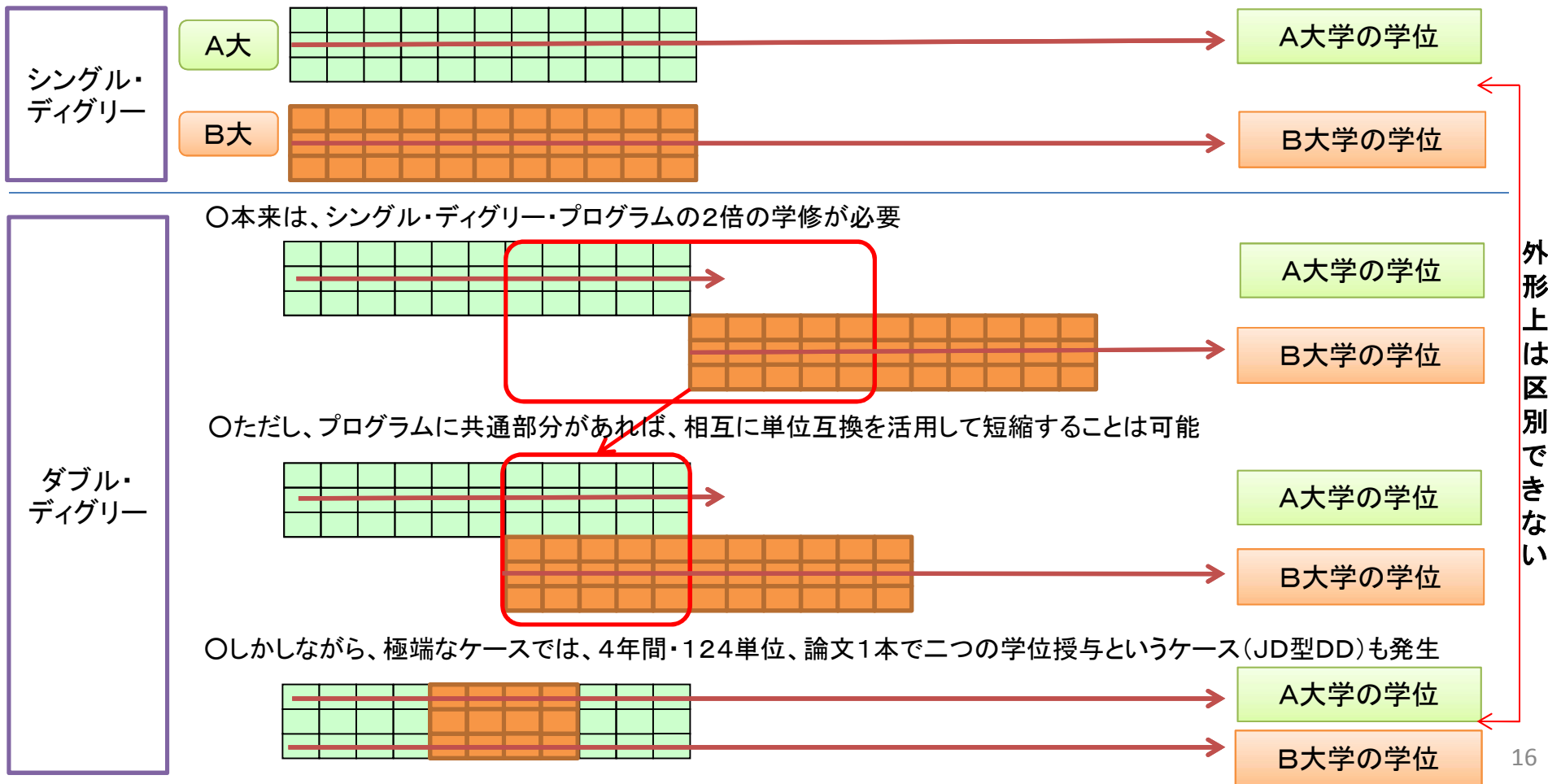
ダブル・ディグリーについて

○ダブル・ディグリーとは、一般に、「単位互換の活用等により、一定の教育プログラムの履修に対して、複数の大学からそれぞれ授与される学位」のことである。

○学生にとっては、修業年限や修得単位数、費用負担を軽減した上で、複数の学位を取得できるというメリットがある。

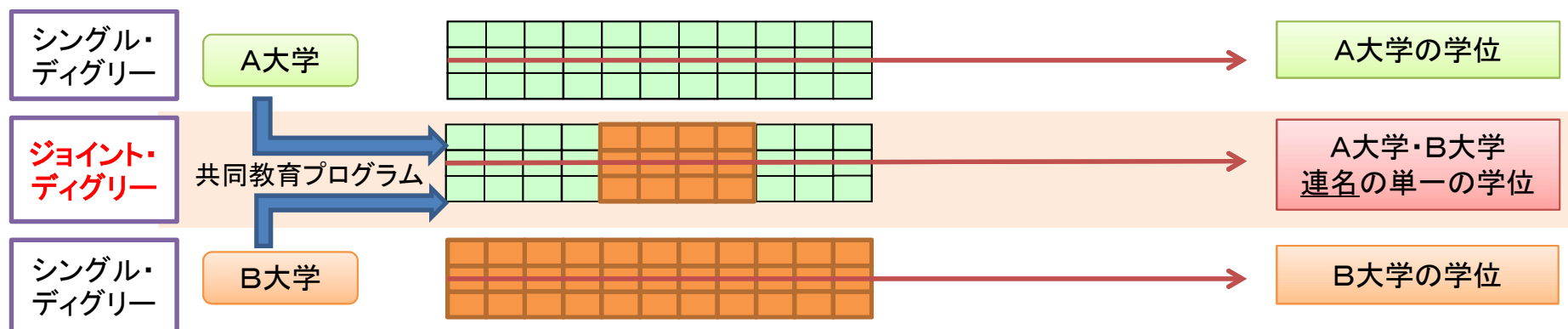
○ダブル・ディグリーは、各大学が共同で教育課程を編成している場合もあるが、単位互換方式を活用しているケースも多く、後者の場合には、各大学が提供する異なる教育プログラムをそれぞれ修了することになる。

○各大学が別個に学位を授与しているため、シングル・ディグリーと変わらない修業年限や修得単位数、論文数で、外形的にシングル・ディグリーと区別できない形で、複数の学位授与が行われているケースも生じている(「JD型DD」)。



ジョイント・ディグリーについて

- ジョイント・ディグリーとは、通常、「**複数の大学が連名で授与する、単一の学位**」と定義される。
- ジョイント・ディグリーを授与するためには、複数の大学による共同教育プログラム(ジョイント・プログラム)の設定が前提となるため、
 - ・**複数の大学における、より優れたリソース(教員、研究施設等)の相互活用**が可能、
 - ・複数の大学が教育プログラムについて検討する中で、**ナンバリングやキャップ制、厳格な成績評価の推進や、共同での研究指導・論文指導、学位審査など、国際的な通用性のある質の高い教育プログラム**となることが期待される、
 - ・学生にとっても、通常の学修期間や学修量の範囲で、外国大学を含めた多様な学修機会を得ることが可能。また、学位記にも明記されるため、就職等における評価も期待される、
といったメリットがあると考えられる。
- また、**現行のダブル・ディグリー・プログラムの中には、本来はジョイント・ディグリーとして位置づけるべきと考えられるもの(JD型DD)**もあり、ジョイント・ディグリーを可能にすることで、適切な学位授与にもつながることも期待される。
- なお、国内の大学間のジョイント・ディグリーについては、平成20年の大学設置基準改正により導入済みである。



(参考)JD型ダブル・ディグリー

